

第 1 回 定 例 会

議 会 案 第 1 号

下 関 市 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

上 記 の 議 案 を 提 出 す る。

令 和 8 年 3 月 2 6 日

下 関 市 議 会 議 会 運 営 委 員 会
委 員 長 村 中 良 多

下 関 市 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

下 関 市 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 別 紙 の と お り 制 定 す る。

提 案 理 由

部 等 の 新 設 及 び 名 称 の 変 更 に 伴 い 常 任 委 員 会 の 所 管 を 変 更 す る た め。

別紙

下関市議会委員会条例の一部を改正する条例

下関市議会委員会条例（平成17年条例第320号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）総務委員会 9人</p> <p><u>総合政策部、総務部、財政部、市民部、出納室、監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属さない事項</u></p> <p>（2）～（4） 略</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）総務委員会 9人</p> <p><u>市長公室、企画政策部、総務部、財政部、市民部、出納室、監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属さない事項</u></p> <p>（2）～（4） 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。